



社労士のつぶやき(105) 在職老齢年金制度の改正

●年金相談

私が言うのも何ですが、年金制度はホント分かりにくい。会社員からの質問で一番苦労するのは「定年を迎えてそのまま働く場合、年金は減額されるのか?」「減額されるのなら、年金を貰わず、退職後に手続きしたらアップするのか?」等々の質問です。

年金とは本来、リタイヤ後にこれまで掛けた保険料に応じて一定額を2か月ごとに受給できる制度ですが、継続して働く場合でも、収入に応じて年金の一部が減額されて支給される仕組みが「在職老齢年金制度」です。

相談を受けた場合、私は委任状をいただいて、年金事務所の相談窓口で個別に内容を確認します(逆に言えば、すぐに答えられないヘタレ社労士です)。窓口の時間は約30~60分ですが、それでも足りなかったり、大事なことを聞き逃すと再度ネットで予約しなければなりません。すると窓口の相談員は「また来たの?」って感じます。相談員は詳細な記録を残していますので、仮に担当が替わっても継続して話ができるから有難いと同時に、「前に説明してますよ」と言われて恥ずかしい思いをすることもあります。

●基準額の改正

この4月、在職老齢年金の減額対象となる収入基準額(老齢厚生年金+毎月の給与+過去1年間のボーナスの12分の1)の上限が変更されました。上限額は近年、毎年のようにアップしており(年金の減額が少なくなる)、今回は65万円になりました。例えば65歳で再雇用された方の老齢厚生年金額が10万円だった場合、毎月の収入と過去1年間のボーナスの12分の1の合計が55万円未満ならば、年金はそのまま受給されます。まあ65歳でも働いて月55万円以上(年収660万円以上)の人なんて、一昔前だと会社役員くらいでした。

今回の改正により一部の方を除いて在職老齢年金制度は事実上廃止されたようなものです。厚労省の案内には「減額を意識せず、より多くの収入を得られるようになります!」とありましたが、ちょっとモヤモヤしますね。統計によると、65歳以上の年収額は平均300万円台です。大半の高齢者は「年金と給料を合わせて食べていくのがやっと」で、まして女性はもっと深刻です。また働けば働くほど年金の保険料は上がるし(70歳まで)、税金は取られるし、何よりも心身への負担が大きい→病院代が高む、のです。65歳からの働き方は、それらを総合的に判断して考えねばなりません。私も目の前です。

社会保険労務士 高 龍 弘

燃料カードの価格表【2026年6月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	153.0円
ハイオク	163.0円
軽油	141.0円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	154.0円
ハイオク	164.0円
軽油	137.0円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	155.6~157.6円	157.4~159.4円	156.0~158.0円
ハイオク	165.6~167.6円	167.4~169.4円	166.0~168.0円
軽油	136.1~138.1円	140.4~142.4円	138.6~140.6円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	ENEOS ウイング	FLEX & TRUST カード (Shell)	宇佐美 U1	エネクスフリート
レギュラー	154.9~156.9円	157.5~159.5円	158.1~160.1円	153.3~155.3円
ハイオク	164.9~166.9円	167.5~169.5円	168.1~170.1円	163.3~165.3円
軽油	134.3~136.3円	140.5~142.5円	135.8~137.8円	135.8~137.8円

【価格は税抜】